

# 東京大学（海洋研）総合研究棟 施設整備等事業

## 実施方針に関する質問回答・意見

平成19年5月23日

国立大学法人東京大学

- 1 本質問回答・意見は、平成19年4月23日(月)から4月27日(金)までに受け付けた東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業の実実施方針に関する質問及び意見を項目順に整理するとともに、質問にあつてはその回答を付したものです。
- 2 質問及び意見の内容は、質問者及び意見者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 3 書類欄の は「実施方針」を、 は「その他」を示します。
- 4 なお、本回答は、現時点での大学の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので注意してください。最終的には、入札説明書等に基づいてください。

**東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業  
実施方針に関する質問回答**

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
1		事業目的	1	11	1	1	4			海洋研究所は、全国共同利用研究所とありますが、全国共同研究所の貴大学における定義及び、運用状況をご教示ください。 また、貴大学で想定されている本計画総合研究棟の研究活動内容及び運用方法等を具体的にご教示下さい。	海洋研究所に関する運用状況等については、ホームページ( <a href="http://www.ori.u-tokyo.ac.jp/index.html">http://www.ori.u-tokyo.ac.jp/index.html</a> )を参照してください。
2		事業目的	1	22	1	1	4			本施設に近接して、「観測機器倉庫」が整備予定とありますが、この施設の規模、内容、本施設との関連性についてご教示ください。	入札説明書等において提示します。
3		施設整備業務	2	21	1	1	5	ア		本事業において、実験機器や什器類等の備品設置は事業範囲外と考えてよろしいのでしょうか？	入札説明書等において提示します。
4		施設整備業務	2	21	1	1	5	ア		施設整備業務に備品の記述がありませんが、机・イス・ブラインド等の一般備品、研究用の特別備品・機器設備等の調達・設置はどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	入札説明書等において提示します。
5		施設整備業務	2	21	1	1	5	ア		施設整備業務範囲内に、什器・備品設置業務は明記されておりましたが、業務範囲外と考えてよろしいのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
6		施設整備業務	2	21	1	1	5	ア		施設整備に係る近隣説明会等の業務は、貴大学業務の範囲と理解してよろしいのでしょうか。	選定事業者が本事業を実施するにあたり必要となる全ての近隣対策等(近隣説明会を含む)は、選定事業者の業務範囲となります。具体的には、入札説明書等に基づいて判断してください。
7		施設整備業務	2	22	1	1	5	ア	1	地質調査以外の事前調査業務を具体的にご教示ください。	選定事業者が本事業を実施するにあたり必要となる全ての事前調査業務が、選定事業者の業務範囲となります。具体的には、入札説明書等に基づいて判断してください。
8		施設整備業務	2	22	1	1	5	ア	1	事前調査業務において、土壌汚染調査業務は貴大学の業務範囲と考えてよろしいのでしょうか。	選定事業者が本事業を実施するにあたり必要となる全ての事前調査業務が、選定事業者の業務範囲となります。具体的には、入札説明書等に基づいて判断してく

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
											ださい。
9		施設整備業務	2	22	1	1	5	ア	1	施設整備に...その関連業務、とありますが、その関連業務の範囲を具体的にお示し頂けるのでしょうか。	入札説明書等(主として要求水準書)において提示します。
10		施設整備業務	2	23	1	1	5	ア	2	施設整備に...その関連業務、とありますが、その関連業務の範囲を具体的にお示し頂けるのでしょうか。	入札説明書等(主として要求水準書)において提示します。
11		施設整備業務	2	24	1	1	5	ア	3	施設整備に...その関連業務、とありますが、その関連業務の範囲を具体的にお示し頂けるのでしょうか。	入札説明書等(主として要求水準書)において提示します。
12		施設整備業務	2	26	1	1	5	ア	5	周辺家屋影響調査業務とありますが、貴大学として影響を受けるであろうと想定されるエリア等の資料がございましたら、お示し願えるでしょうか。	選定事業者が本事業を実施するにあたり必要となる全ての周辺家屋影響調査業務が、選定事業者の業務範囲となります。なお、周辺家屋(施設)等の関連資料は、入札説明書等において提示します。
13		維持管理業務	2	30	1	1	5	イ		柏キャンパス内の他の施設の維持管理業務との連携の有無についてご教示ください。	選定事業者が行う本事業の維持管理業務とキャンパスの他の施設の維持管理業務とは、直接的には関係ありませんが、キャンパス全体の維持管理業務(供給処理施設や情報施設等の全体の維持管理業務と不可分な事項等)との連携については、選定事業者の業務範囲となる場合があります。具体的には、入札説明書等において提示します。
14		維持管理業務	2	30	1	1	5	イ		維持管理業務に、植栽・外構に関する業務がありませんが、業務対象外との理解でよろしいでしょうか。施設計画上、事業者が設置した植栽・外構の維持管理の業務分担をご教示ください。	入札説明書等において提示します。
15		維持管理業務	2	30	1	1	5	イ		維持管理業務の中に保安警備業務、植栽業務、外構維持管理業務の記載がありませんが、これらの業務は含まれないのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
16		維持管理業務	2	30	1	1	5	イ		柏キャンパス守衛所との連携方法については要求水準書でお示しいただけるのでしょうか。	入札説明書等において提示します。

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア		a	質問	回答
17		維持管理業務	2	34	1	1	5	イ	3		清掃業務(建物内部及び外部の清掃)の記述がありますが、ここの建物内部清掃は供用部との理解でよろしいでしょうか。研究室等への部屋の清掃もふくまれるのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
18		維持管理業務	2	34	1	1	5	イ	3		清掃業務範囲が建築物内部及び外部の清掃業務となっておりますが、一般的な廃棄物の収集、ゴミ置場等への集積は含まれるのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
19		維持管理業務	2	34	1	1	5	イ	3		建築物内部の清掃業務範囲ですが、全館、全フロア・室と考えてよろしいのでしょうか、又は、専有部分(各部門)の一部は除外となるのでしょうか。一部除外となれば、その範囲をお示し願えるのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
20		維持管理業務	2	35	1	1	5	イ			大規模修繕は事業範囲外となっておりますが、例えば10年で保証期間が切れる防水等の更新は大規模修繕に該当するのでしょうか。	本事業における大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいい、入札説明書等(主として要求水準書)に示す機能・性能を維持するために必要となる修繕・更新(防水等を含む)は、その規模の大小にかかわらず全て選定事業者の業務範囲となります。
21		選定事業者の収入	3	4	1	1	6				初期投資に係る対価は一括方式により支払うとのことですが、この予算措置はどのようになっているのでしょうか。文科省からの交付金あるいは東京大学内の資金でしょうか。また、初期投資の一括支払金および維持管理費用は債務負担行為等の予算措置がなされているものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において提示します。
22		選定事業者の収入	3	4	1	1	6				初期投資に係る対価は一括方式により支払うとのことですが、補助金相当は含まれていないものと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等において提示します。
23		選定事業者の収入	3	4	1	1	6				初期投資に係る対価は一括方式により支払うとのことですが、ここの初期投資には、事業者が負担する開業投資、調査費、設計費、	基本的には、お考えのとおりです。具体的には、入札説明書等において提示します。

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
										資金調達費、保険等の費用を含めたものとの理解でよろしいでしょうか。	
24		選定事業者の収入	3	7	1	1	6			“ 初期投資に係る対価は本施設の引渡し後に一括払い” とのことですが、割賦で支払われる分は全く無いと理解してよろしいでしょうか。	基本的には、お考えのとおりです。具体的には、入札説明書等において提示します。
25		選定事業者の収入	3	9	1	1	6			初期投資にかかる対価は、大学が選定事業者に対し、施設引渡し後速やかに一括方式で支払うとなっておりますが、事業期間にわたる初期投資費用の資金調達は不要との理解でよろしいでしょうか。	基本的には、お考えのとおりです。具体的には、入札説明書等において提示します。
26		選定事業者の収入	3	9	1	1	6			維持管理業務等のサービスに係る対価について、事業期間中に、事業契約に定める額を平準化して支払うとありますが、サービスに対して後払いの場合、最終回の支払については事業期間終了後となりますでしょうか。	基本的には、お考えのとおりです。具体的には、入札説明書等において提示します。
27		事業に必要と想定される根拠法令等	3	29	1	1	10			貴大学が想定されている本計画総合研究棟の建物用途をご教示ください。	過去に整備した建物の建物用途は学校となっています。
28		事業に必要と想定される根拠法令等	3	30	1	1	10	ア		今年の6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認・検査の仕方が厳格となります。その具体例としての「確認審査期間の長期化」や「着工後の設計変更の場合、計画変更申請の厳格化」が詠われており、これにより、工期への影響(工事中断等)が予想されます。結果、施設整備事業の推進に大きな問題となるものと思われます。その対応としては、確認申請までに施工図レベルまでの詳細設計を詰めることとなりますが、現在のスケジュールでは厳しいものと思われます。この問題への貴大学のお考えをご教示ください。	現在、いわゆる多段階審査の採用を検討中であり、これにともなうスケジュールを変更することがありますが、この変更にあたっては、ご指摘の事項も可能な限り考慮する予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
29		選定基準・手順	4	30	1	2	2			本事業において、予定価格は公表されるのでしょうか？	入札契約適正化法及び適正化指針に基づき公表する予定はありません。
30		選定基準・手順	4	30	1	2	2			特定事業の選定後、入札公告等に	入札契約適正化法及び適正化指

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
										おいて入札上限価格の公表を予定されていますでしょうか。	針に基づき公表する予定はありません。
31		選定基準・手順	4	35	1	2	2	I		入札公告公表時に、PSC を合わせて公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	入札契約適正化法及び適正化指針に基づき公表する予定はありません。
32		選定結果の公表方法	5	1	1	2	3			VFM 評価が公表されるとありますが、予定価格についても同様に開示するご予定でしょうか。	入札契約適正化法及び適正化指針に基づき公表する予定はありません。
33		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	8	2	2				現地見学会・説明会の実施予定はあるのでしょうか。	入札説明書等に関する説明会を、柏キャンパスにおいて開催する予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
34		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	8	2	2				スケジュール表下部の注釈において、競争参加資格審査と並行して概要提案審査を実施するとの記述がありますが、どのような内容を想定されているのでしょうか。現時点でのお考えをご教示ください。	現在、いわゆる多段階審査の採用を検討中であり、その内容については、入札説明書等において提示します。
35		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	24	2	2				「7 月中旬頃」とありますが、「8 月中旬頃」の誤りでしょうか。	入札説明書等に関する質問の受付(2 回目)の日程については、記載のとおりです。 ただし、現在、いわゆる多段階審査の採用を検討中であり、これにともなってスケジュールを変更することがあります。具体的には、入札説明書等において提示します。
36		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	24	2	2				入札説明書等に関する質問の受付(2 回目)の日程が 7 月中旬頃となっていますが、8 月中旬頃ではないのでしょうか。	入札説明書等に関する質問の受付(2 回目)の日程については、記載のとおりです。 ただし、現在、いわゆる多段階審査の採用を検討中であり、これにともなってスケジュールを変更することがあります。具体的には、入札説明書等において提示します。
37		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	26	2	2				入札書及び提案書の受付日と入札書の開札日は同日と考えてよいでしょうか。	お考えのとおり、入札書及び提案書の受付期限の日と入札書の開札の日とは、同日を予定しています。具体的には、入札説明書等において提示します。
38		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	27	2	2				ヒアリングの有無の決定はいつ頃公表されるのでしょうか。	ヒアリングの有無については、開札の日の以降、できるだけ速やかに入札参加者に通知する予定です。具体的には、入札説明書等に

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
											おいて提示します。
39		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	27	2	2				ヒアリング(大学が必要と判断した場合)とありますが、その判断指標をお示し願えないでしょうか。	提案書の内容等について、ヒアリングによる確認等が必要な場合を想定しています。
40		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	31	2	2				多段階審査の導入検討と有りますが、導入された場合の概略スケジュールをご教示願います。	入札説明書等において提示します。
41		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	31	2	2				概要提案審査の具体的内容についてご教示ください。応募者の絞込みが行われるのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
42		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	31	2	2				概要提案審査の具体的内容についてご教示ください。提案のボリュームはどの程度を予定されているのでしょうか。入札公告、入札説明書の公表(6月中旬頃)から概要提案の受付(7月下旬頃)までには、正味1ヶ月しかなく、本提案のサマリーである概要提案を作成するにはスケジュールが非常に短いと思います。	現在、いわゆる多段階審査の採用を検討中であり、これにともなってスケジュールを変更することがありますが、この変更にあたっては、ご指摘の事項も可能な限り考慮する予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
43		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	31	2	2				多段階審査とはどのような内容・手順を想定なさっているのか、現段階のご検討内容をより具体的にご教授ください。	入札説明書等において提示します。
44		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	31	2	2				多段階審査が導入された場合、7月下旬の競争参加資格確認申請書提出より前に、概要提案の期限を設定なさる可能性はあるのでしょうか？	入札説明書等において提示します。
45		実施方針の公表及び説明会	7	2	2	3	1			4月19日の実施方針説明会参加者の公表は行われるのでしょうか。	公表する予定はありません。
46		参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付、競争参加資格確認審査の結果の通知	8	32	2	3	8			参加表明書及び競争参加資格確認書の受付、及び確認審査の結果について公表は予定されていますでしょうか？その場合、いつ、どのような形で公表されるのか、ご教示ください。	競争参加資格の確認の申請を行った者に対して書面により通知する予定であり、公表する予定はありません。
47		入札参加者の構成等	9	21	2	4	1	1		「入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加	参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出は応募手続の一貫であり、当然に同時点において

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
										資格確認申請書の提出時において明らかにすること」とありますが、その際に代表企業を明記しなければならないのでしょうか。	代表企業を定める(明記する)必要があります。
48		入札参加者の構成等	9	21	2	4	1	イ		構成員とは SPC に出資する企業であり、かつ SPC から業務を受託する企業と SPC から業務を受託しない企業の 2 種類との理解でよろしいでしょうか。	入札参加グループの構成員とは、選定事業者(SPC)から直接業務を受託し又は請け負うとともに、選定事業者に出資する企業のことです。ちなみに、協力企業は、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うが、選定事業者には出資しない企業ことです。
49		入札参加者の構成等	9	28	2	4	1	イ		協力企業には設計、建設、工事監理、維持管理に当たるものが必ず含まれていることとの記述がありますが、設計・工事監理・建設を 1 つの企業が行ってもよろしいのでしょうか。	2(4)3)の前段を参照してください。「建設と工事監理については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。」としています。
50		入札参加者の構成等	9	28	2	4	1	イ		協力企業には設計、建設、工事監理、維持管理に当たるものが必ず含まれていることとの記述がありますが、上記の業務担当企業はあくまで協力企業(出資はしない)との立場での参画となるのでしょうか。あるいは構成員(出資する企業)との立場での参画も可能でしょうか。	2(4)1)イを参照してください。「入札参加者(札参加企業・入札参加グループの構成員)及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者が必ず含まれていること。」としています。
51		入札参加者及び協力会社の参加要件	10	5	2	4	2	イ		「参加表明書及び...の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間」とありますが、6 頁のスケジュールでは 9 月下旬に「入札書及び提案書の受付並びに入札書の開札」とあります。「入札書の開札が終了する」日とは「入札書の開札」の日でしょうか。あるいは 10 月上旬頃の「落札者の選定」の日でしょうか。	「入札書の開札が終了するまでの期間」とは、「入札書の開札の日までの期間」のことです。
52		入札参加者及び協力会社の資格等要件	11	4	2	4	3			設計業務と建設業務を、工事監理を兼務しない両業務の要件を満たす 1 社で実施する事は可能と解釈いたしました。間違いはございませんか？ また、本件の資格要件が、入札説明書等の公表の段階で、変更される可能性はございますか？	前段について、お考えのとおりです。 後段について、入札説明書等の公表段階に、当該資格要件を変更する可能性は否定できません。



番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答	
53		入札参加者及び協働会社の資格等要件	11	4	2	4	3			「同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数の者が要件の全てを満たすこと。」とございますが、東京大学コミュニケーション・プラザ PFI の様式には、複数の者で実施する「場合であっても、専任で配置する者に関する資格等要件は、複数の企業によって満たされていけば良いもの」と記されていました。今回も、様式集には、コミュニケーション・プラザ PFI と同様の措置を講ずるご意向でしょうか？	複数の者で実施する場合であっても、専任で配置する者に関する資格要件は、複数の企業によって満たされていけば良いものとする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。	
54		入札参加者及び協働会社の資格等要件	11	20	2	4	3	ア	5	「担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)」とは、具体的にどの程度の責任をいうのでしょうか。	管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担った者を想定していません。	
55		入札参加者及び協働会社の資格等要件	11	33	2	4	3	ア	5	a b	「a 建物用途」の要件と「b 建物規模」の要件について、異なる業務においてそれぞれの要件を満たしている場合には、設計に当たる者の要件を満たしていると考えてもよろしいでしょうか。	建築基準法で定義される 1 棟の業務において a・b を共に満たしている必要があります。具体的には入札説明書等において提示します。
56		入札参加者及び協働会社の資格等要件	11	33	2	4	3	ア	5	a	建物用途の要件として“校舎”とあるのは、教育施設であれば、例えば小学校・中学校等でも要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
57		入札参加者及び協働会社の資格等要件	11	33	2	4	3	ア	5	a	「校舎又は研究施設」とは、大学の施設に限らないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
58		入札参加者及び協働会社の資格等要件	11	35	2	4	3	ア	5	b	要件のひとつに建物規模 9,000 m <sup>2</sup> 以上の設計業務の経験が求められていますが、延床面積のカウンタは同一敷地内で相互関連の強い一体不可分の複数建物の延床面積の合計(例えば第 1 研究棟～第 3 研究棟の延床面積の合計等)でもよろしいでしょうか。	建築基準法で定義される 1 棟の業務において a・b を共に満たしている必要があります。具体的には入札説明書等において提示します。
59		入札参加者及び協働会社の資格等要件	12	12	2	4	3	イ	1	a b c	「複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数の者が要件の全てを満たすこと。」とございますが、要件の全てとは、a,b,c に示された点数	お考えのとおりです。

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア		a	質問	回答
											の事を指しているのでしょうか？	
60		入札参加者及び協会の資格等要件	12	23	2	4	3	イ	3	a b	a 建物用途と b 建物規模は複数の工事をもって満足していればよいと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法で定義される 1 棟の業務において a・b を共に満たしている必要があります。具体的には入札説明書等において提示します。
61		入札参加者及び協会の資格等要件	12	23	2	4	3	イ	3	a b	「a 建物用途」の要件と「b 建物規模」の要件について、異なる工事においてそれぞれの要件を満たしている場合には、建設に当たる者の要件を満たしていると考えてもよろしいでしょうか。	建築基準法で定義される 1 棟の業務において a・b を共に満たしている必要があります。具体的には入札説明書等において提示します。
62		入札参加者及び協会の資格等要件	12	23	2	4	3	イ	3	a	建物用途の要件として“校舎”とあるのは、教育施設であれば、例えば小学校・中学校等でも要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
63		入札参加者及び協会の資格等要件	12	23	2	4	3	イ	3	a	「校舎又は研究施設」とは、大学の施設に限らないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
64		入札参加者及び協会の資格等要件	14	7	2	4	3	ウ	5		「(4)3ア」の a・b の要件について、異なる業務においてそれぞれの要件を満たしている場合には、工事監理に当たる者の要件を満たしていると考えてもよろしいでしょうか。	建築基準法で定義される 1 棟の業務において a・b を共に満たしている必要があります。具体的には入札説明書等において提示します。
65		入札参加者及び協会の資格等要件	14	14	2	4	3	イ	2		「請負を実施するに必要とする資格」とありますが、具体的にはどのような資格を想定されているのでしょうか。	入札参加者の提案によるサービス内容において、特別に必要な資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるものを入札参加者の判断で提出してください。
66		入札参加者及び協会の資格等要件	14	18	2	4	3	イ	3	a b	「a 建物用途」の要件と「b 建物規模」の要件について、異なる業務においてそれぞれの要件を満たしている場合には、維持管理に当たる者の要件を満たしていると考えてもよろしいでしょうか。	建築基準法で定義される 1 棟の業務において a・b を共に満たしている必要があります。具体的には入札説明書等において提示します。
67		入札参加者及び協会の資格等要件	14	18	2	4	3	イ	3	a	「校舎又は研究施設」とは、大学の施設に限らないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
68		入札参加グループの構成員及び協会の変更	14	25	2	4	5	ア			構成員及び協会の変更について、やむを得ない事情が生じた場合で、大学の承諾及び競争参加	お考えのとおりです。

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
		等								資格を満たすことが確認できれば、代表企業であっても変更可能と理解してよろしいでしょうか。	
69		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	25	2	4	5	ア		「競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。」とありますが、同頁 23 行目に「競争参加資格確認の基準日は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。」とあります。「競争参加資格の確認後」とは「競争参加資格確認申請書の提出期限の日」の翌日以降という理解でよろしいでしょうか。あるいは 8 月上旬頃の「競争参加資格確認審査の結果の通知」日の翌日以降でしょうか。	「競争参加資格の確認後」とは、「競争参加資格確認審査の結果の通知」日の翌日以降のことです。
70		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	25	2	4	5	ア		「競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。」とありますが、追加は認められませんかでしょうか。	原則として認めません。2(4)5)アを参照してください。変更には、「構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む」としています。
71		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	25	2	4	5	ア		やむをえない事情(合併、倒産等)との記述がありますが、この記述の等の中には、構成員および協力企業の指名停止はふくまれているのでしょうか。	含まれません。 ご質問については、2(4)5)イを参照してください。
72		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	25	2	4	5	ア		「やむを得ない事情(合併、倒産等)」には、指名停止措置は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。 ご質問については、2(4)5)イを参照してください。
73		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	25	2	4	5	ア		「構成員及び協力会社の変更をすることができる。」とありますが、代表企業についても変更することができるのでしょうか。	所定の条件を満たせば、代表企業についても変更することができます。具体的には、入札説明書等において提示します。
74		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	25	2	4	5	ア		「入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。」とありますが、代表企業の変更も可能でしょうか。	所定の条件を満たせば、代表企業についても変更することができます。具体的には、入札説明書等において提示します。
75		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	25	2	4	5	ア		構成員の中から応募手続を代表して行う企業を「代表企業」と定義しているため、構成員である「代表企業」の変更も可能という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。所定の条件を満たせば、代表企業についても変更することができます。具体的には、入札説明書等において提示します。
76		入札参加グループ	14	34	2	4	5	イ	1	「提案書の提出期限の日から開札	お考えのとおりです。ただし、

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
		プの構成員及び協力会社の変更等								日までにおいて」とありますが、6頁のスケジュールでは9月下旬頃に「入札書及び提案書の受付並びに入札書の開札」とあります。「提案書の提出期限の日」と「開札日」とは、同日と理解されますが、その日一日間に限って「競争参加資格を満たさない」場合に「競争参加資格確認申請書を取り下げることができる」ということでしょうか。	の取り下げ、の申請は、提案書の提出期限の日までに行う必要があります。
77		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	34	2	4	5	イ	1	では「提案書の提出期限の日から開札日まで」は、競争参加資格確認申請書を取り下げることができるかとされています。では「提案書の提出期限の日まで」は構成員及び協力会社を補充できるとされています。補充をする手続は、「提案書の提出期限の日」の1日で行うという理解でよろしいでしょうか。	の「提案書の提出期限の日から開札日までにおいて…」とは、競争参加資格を満たさない状態を特定する期間(期日)であり、の取り下げ、の申請は、提案書の提出期限の日までに行う必要があります。
78		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	15	2	2	4	5	イ	2	欠格構成員等が代表企業であっても、これに代わる構成員及び協力会社を補充したうえで、再申請を行うことが可能と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
79		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	15	2	2	4	5	イ	2	「提案書の提出期限の日までであれば」構成員及び協力会社の補充が可能とありますが、本項は提案書の提出期限の日から開札日までの取扱いを定めていることから、「開札日までであれば」の誤記ではないでしょうか。	の「提案書の提出期限の日から開札日までにおいて…」とは、競争参加資格を満たさない状態を特定する期間(期日)であり、の取り下げ、の申請は、提案書の提出期限の日までに行う必要があります。
80		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	15	2	2	4	5	イ	2	「当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充」とありますが、代表企業についても変更することができるのでしょうか。	所定の条件を満たせば、代表企業についても変更することができます。具体的には、入札説明書等において提示します。
81		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	15	2	2	4	5	イ	2	構成員及び協力会社を補充して資格確認の申請が可能とありますが、代表企業が欠格構成員となった場合、新たな代表企業を補充して資格確認の申請は可能でしょうか。	所定の条件を満たせば、代表企業についても変更することができます。具体的には、入札説明書等において提示します。
82		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更	15	6	2	4	5	イ	3	欠格構成員等が代表企業であっても、これに代わる構成員及び協力会社を補充せず、再申請を行う	所定の条件を満たせば、代表企業についても変更することができます。具体的には、入札説明書等

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
		等								ことが可能と理解してよろしいでしょうか。	において提示します。
83		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	15	6	2	4	5	イ	3	「提案書の提出期限の日までであれば」構成員及び協力会社を補充せずに資格確認の申請が可能とありますが、本項は提案書の提出期限の日から開札日までの取扱いを定めていることから、「開札日までであれば」の誤記ではないでしょうか。	の「提案書の提出期限の日から開札日までにおいて…」とは、競争参加資格を満たさない状態を特定する期間(期日)であり、の取り下げ、の申請は、提案書の提出期限の日までに行う必要があります。
84		入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	15	6	2	4	5	イ	3	構成員及び協力会社を補充せずに資格確認の申請が可能とありますが、代表企業が欠格構成員となった場合、残存構成員から代表企業を選出することで資格確認の申請は可能でしょうか。	所定の条件を満たせば、代表企業についても変更することができます。具体的には、入札説明書等において提示します。
85		特別目的会社の設立等	15	15	2	4	6			入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の出資者について、何らかの規定(資格、経験等)がなされる予定でしょうか。	2(4)6を参照してください。具体的には、入札説明書等において提示します。
86		特別目的会社の設立等	15	15	2	4	6			「入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする」とありますが、全ての構成員の出資が必要でしょうか。また、出資比率等について条件はございますでしょうか。	入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、選定事業者に出資する必要があります。出資比率等については、2(4)6を参照してください。具体的には、入札説明書等において提示します。
87		提案書の審査に関する基本的な考え方	15	24	2	5	1	ア		審査会による提案書審査は公開審査と考えてよろしいでしょうか。	公開しません。ただし、審査結果の講評については、大学ホームページにて公表します。
88		審査手順に関する事項	16	1	2	5	2	イ	2 3	提案内容審査基礎項目・加点項目の詳細は入札説明書にて公表されるものと考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。入札説明書等において提示します。
89		民間事業者を選定しない場合	16	7	2	7				万が一、「入札参加企業」又は「入札参加グループ」が1件のみとなった場合、貴大学の見解をお聞かせ願えますでしょうか。	入札参加者が1者であっても、財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないとは判断されない限りは、入札説明書等(主として落札者決定基準)に基づいて落札者を決定します。
90		著作権	16	16	2	8	1			提案書の全部又は一部を大学が使用される際には、民間事業者の競争上の地位その他正当な利益を害することがないよう、公表等	2(8)1に記載のとおりですが、具体的には、入札説明書等において提示します。

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
										にあたってご配慮いただけると いう理解でよろしいでしょうか。	
91		選定事業者の責任の履行に関する事項	17	23	3	3	3			金融機関や保証会社による保証 もお認めいただけると理解して よろしいでしょうか。	入札説明書等において提示しま す。
92		事業計画地敷地面積	18	27	4	1	2			本事業の建物の事業計画地は、特 に明示されていませんが、柏の葉 キャンパス内のどちらを予定さ れているのでしょうか？	入札説明書等において提示しま す。
93		施設計画の概要	19	4	4	2	1			中 2 階や地階を設けることは可 能でしょうか？	入札説明書等において提示しま す。
94		施設計画の概要	19	4	4	2	1			施設計画の概要において 1~7 階 の階数が表記されていますが、こ れは計画施設を地上 7 階・地下な しとする条件設定を意味してい ると理解してよろしいでしょ うか。	入札説明書等において提示しま す。
95		施設計画の概要	19	4	4	2	1			施設計画の概要において、部門・ センター等の各施設がそれぞれ 記載されたフロアに入居する事 が確定しているという事でしょ うか。あるいはフロア間ないし フロア内において配置等の変更 が可能でしょうか。	入札説明書等において提示しま す。
96		施設計画の概要	19	4	4	2	1			施設計画の概要において各階に 共通研究施設が予定されていま すが、これらの施設には特殊な設 備や室内空間・環境を要求する予 定がありますでしょうか。また それらがある場合、選定事業者の 維持管理業務の範囲に含まれて いますでしょうか。	入札説明書等において提示しま す。
97		施設計画の概要	19	4	4	2	1			施設計画については大学で検討 中とのことですが、各階に専門的 機器・備品が設置されるものと思 えられます。これらの実験施設・ 機器・備品等の調達・設置が事業 者の事業範囲外であるとすれば、 設計時において、備品・機器のス ペック・配置条件が必要になるも のと思われます。機器・備品の配 置計画を含めた基本計画図等が 公表されるものと理解してよろ しいでしょうか。	入札説明書等において提示しま す。
98		施設計画の概要	19	4	4	2	1			施設計画概要にて各階の部門・セ	入札説明書等において提示しま

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
										ンター等で、各部門及びセンターでの業務内容(実験内容、ゼミ内容等について具体的業務)及び運用方法等については、入札公告時の要求水準書にて公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	す。
99		施設計画の概要	19	29	4	2	1			1 階に計画されている“海洋生物飼育施設”とはどのような規模をお考えでしょうか。プールのように建築計画に直接影響するような規模でしょうか、それとも水槽のような規模でしょうか。	入札説明書等において提示します。
100		土地の取得等に関する事項	19	31	4	3				本項において「土地は、...無償で貸与する。」とありますが、事業計画地において計画施設の建築敷地以外に貸与可能な土地を確保していただけるという理解でよろしいでしょうか。	施設を整備する土地の他、工事用の土地についても貸与が可能です。具体的には、入札説明書等において提示します。
101		土地の取得等に関する事項	19	31	4	3				本事業は BT0 方式であるため、選定事業者が土地が無償貸与されるのは施設整備の業務の期間中であり、維持管理業務の期間は土地の貸与とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
102		契約リスク 3	21	9						契約リスクにおいて、落札者決定後の事業契約交渉時に事業者が資格要件を欠くことになった場合は、失格となるのでしょうか。また、事業者の責により事業契約を締結できない場合のペナルティーはあるのでしょうか。	前段について、資格要件が適用されるのは、開札の日までであり、開札の日の翌日以降にあっては、資格要件は適用されません。具体的には、入札説明書等において提示します。 後段について、入札説明書等において提示します。
103		契約リスク 3	21	9						契約リスクについては大学、事業者の両方に“ ”が付いていますが、事業者側がリスク負担する具体的なケースをご教示ください。	選定事業者が設立できないことにより事業契約の締結に至らなかった場合などが想定されますが、これに限るものではありません。具体的には、入札説明書等において提示します。
104		資金調達リスク 2	21	9						資金調達リスクとありますが、本施設の引渡し後一括方式で支払われるまでの施設整備業務期間中の資金調達との理解でよろしいでしょうか。	資金調達の主なものは、お考えのとおりですが、選定事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するすべてが該当します。具体的には、入札説明書等において提示します。
105		法制度リスク 6	21	13						「事業に直接的影響を及ぼす...」とはどのようなものか具体的に	本 PFI 事業に典型的に適用のある法令又は PFI の事業者のみに

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
										ご教示ください。	適用のある法令等の新設・変更は大学の負担とする予定です。上記以外のあまねく適用される一般的な法令等の新設・変更は、選定事業者の負担とする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
106		税制度リスク 13	21	20						建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(大学への所有権移転前)は事業者負担となっていますが、本件において不動産取得税は事業者に課税されるのでしょうか。	不動産取得税については、選定事業者が所定の要件(工事請負契約の特約条項等)を満たすことにより課税されないものと理解しています。具体的には、入札説明書等において提示します。
107		税制度リスク 14	21	22						「その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの」のリスクは、民間事業者としてはコントロール不可能なリスクであるため、大学側の負担としていただけないでしょうか。	本 PFI 事業に典型的に適用のある税制又は PFI の事業者のみに適用のある税制等の新設・変更は大学の負担とする予定です。上記以外のあまねく適用される一般的な税制等の新設・変更は事業者の負担とする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
108		第三者賠償リスク 15	21	23						第三者賠償リスクで、調査・工事における振動等で、振動等の影響を受ける貴大学の各研究施設及び研究内容を入札公告にて公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等において提示します。
109		住民対応リスク 18	21	27						「調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟」のリスクは事業者負担となっていますが、事業者側に責任が明確にある場合を除き、大学側が負担していただけないでしょうか。	一般的には想定しづらいのですが、大学側に帰責事由があると認められる調査・工事に関わる住民反対運動や訴訟のリスクは大学が負担するものとします。具体的には、入札説明書等において提示します。
110		環境問題リスク 19	21	28						No.19 で環境問題リスクが定められていますが、大学の施設使用に伴い発生した有害物質の排出・漏洩、及び工事完了後の水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に係るリスクは大学の負担と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。大学側に帰責事由があると認められる環境問題等のリスクは大学が負担するものとします。具体的には、入札説明書等において提示します。
111		大学側起因の場合 21	21	31						国の不承認とは具体的にどのような場合が想定されますでしょうか。	このような事態については、想定していません。具体的には、入札説明書等において提示します。



番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
112		不可抗力リスク 24	21	36						大学が主分担、事業者が副分担となっていますが、事業者側の負担割合を具体的にご教示ください。	一定金額までは選定事業の負担とし、これを超える場合には大学が負担する予定です。選定事業者が負担する限度額等の詳細については、入札説明書等において提示します。
113		物価リスク 25	21	38						物価リスクの開業前のインフレデフレについては大学側に“ ”が付いていますが、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。	大学 は、誤植ですので削除します。
114		金利リスク 27	21	40						本施設の引渡し後一括方式で支払われるまでの施設整備業務期間中の金利変動リスクとの理解でよろしいでしょうか。	大学 は、大学が資金調達を行う場合の金利リスクは大学が負担するということです。 一方、選定事業者 は、主なものはお考えのとおりですが、選定事業者の事業の実施に必要な資金調達を行う場合の金利リスクは選定事業者が負担するということです。具体的には、入札説明書等において提示します。
115		金利リスク 27	21	40						金利変動リスクは大学の主分担、事業者の副分担となっていますが、初期投資に係る対価が一括方式にて支払われる本件において、どのような金利リスクを想定されているのかご教示ください。	大学 は、大学が資金調達を行う場合の金利リスクは大学が負担するということです。 一方、選定事業者 は、選定事業者の事業の実施に必要な資金調達を行う場合の金利リスクは選定事業者が負担するということです。具体的には、入札説明書等において提示します。
116		発注者責任リスク 28	22	4						リスクの種類は発注者責任リスクとなっておりますが、リスクの内容は選定事業者の責に帰する場合となっており、事業者が負担者となっておりますので念のための確認ですが、選定事業者がリスクを負担する場合は、純粋に選定事業者の責に帰する場合ということでよろしいでしょうか。	ここでの発注者責任リスクとは、選定事業者と建設に当たる者との工事請負契約に適用されるものとしてご理解ください。具体的には、入札説明書等において提示します。
117		発注者責任リスク 29 設計変更リスク 33	22	6 12						今年の6月20日に改正建築基準法の施行に伴い、確認申請前までの貴大学からの要望に伴う設計変更等によって、施設整備事業に関する金額に変動が生じると考えられます。この場合、貴大学側のリスクと考えられますが、いかがでしょうか？	要求水準書並びに提案書の内容を超える大学の要望等(変更等)に関する発注者責任リスク、設計変更リスクは、大学が負担するものとします。具体的には、入札説明書等において提示します。

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
118		測量・調査リスク 30	22	7						No.30 で大学が実施した測量・調査に関するリスクが定められていますが、施設計画の前提条件となる敷地測量図、地質調査図等は入札説明書類に含まれる予定でしょうか。	入札説明書等において提示します。
119		入札リスク 35	22	14						入札リスクにおいて、落札時の応募コストの負担との記述がありますが、入札までのコストの理解でよろしいでしょうか。あるいは、入札から落札まで事業者には何らかのコストが発生するものがあるのでしょうか。	応募コストの主なものは、お考えのとおりですが、入札書及び提案書の提出後に、大学が行う提案内容審査の過程において、大学からの確認事項に関する回答の作成並びにヒアリングへの対応等が考えられます。具体的には、入札説明書等において提示します。
120		用地取得リスク 36	22	15						建設段階における用地取得リスクで、貴大学で想定される資材置き場位置、広さ及び資材置き場までの構内通路の養生方法等について、入札公告にて公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等において提示します。なお、養生等の詳細については、選定事業者の提案によるものとします。
121		用地取得リスク 36	22	15						No.36 で建設資材置場の用地取得リスクが定められていますが、事業計画地内の計画施設隣接地等での建設資材置場の確保について、何らかの懸念要素がありますでしょうか。	ここでの用地取得リスクとは、大学が定めるものを除く建設に要する資材置き場の確保に適用されるものとしてご理解ください。施設を整備する土地の他、工事用の土地についても貸与が可能です。具体的には、入札説明書等において提示します。
122		施設損傷リスク 46	22	28						本項目は、選定事業者の責に帰すべき事由による施設損傷について定めた項目という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。具体的には、入札説明書等において提示します。
123		引越し作業リスク 47	22	29						引越し作業リスクについては事業者側に“ ”が付いていますが、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。	施設の引渡し前に、大学が本事業とは別途に行う関連工事や一部の引越し作業を実施する場合があります。この場合の現場管理及び工程管理等の調整業務等については、選定事業者の業務範囲とする予定であり、このことに関する引越し作業リスクを想定しています。具体的には、入札説明書等において提示します。
124		引越し作業リスク 47	22	29						引越し作業も選定事業者の業務範囲なのでしょうか。	施設の引渡し前に、大学が本事業とは別途に行う関連工事や一部の引越し作業を実施する場合があります。この場合の現場管理

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
											及び工程管理等の調整業務等については、選定事業者の業務範囲とする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
125		引越し作業リスク 47	22	29						No.47 で引越し作業リスクが事業者副分担となっていますが、2 ページの「1(1)5 事業の範囲」に引越し業務はありません。この場合の「引越し作業」とは何を指しているのでしょうか。また、当該リスクを事業者副分担とされている理由をお聞かせください。	施設の引渡し前に、大学が本事業とは別途に行く関連工事や一部の引越し作業を実施する場合があります。この場合の現場管理及び工程管理等の調整業務等については、選定事業者の業務範囲とする予定であり、このことに関する引越し作業リスクを想定しています。具体的には、入札説明書等において提示します。
126		引越し作業リスク 47	22	29						引越し作業リスクに、事業者が副分担と記されていますが、その引越し作業は、施設整備業務範囲と理解してよろしいのでしょうか。	施設の引渡し前に、大学が本事業とは別途に行く関連工事や一部の引越し作業を実施する場合があります。この場合の現場管理及び工程管理等の調整業務等については、選定事業者の業務範囲とする予定であり、このことに関する引越し作業リスクを想定しています。具体的には、入札説明書等において提示します。
127		維持管理コスト リスク 52	23	10						法令変更による運営費用の増大についても、不可抗力と同様、本項の例外となるという理解でよろしいのでしょうか。	本 P F I 事業に典型的に適用のある税制または P F I の事業者のみに適用のある税制等の新設・変更は大学の負担とする予定です。上記以外のあまねく適用される一般的な税制等の新設・変更は事業者の負担とする予定です。
128		セキュリティ リスク 57	23	19						「選定事業者の警備不備による情報漏洩、事故発生等」とありますが、維持管理業務に警備業務は含まれていません。警備不備とは、具体的にどのような事態を想定されているのでしょうか。	「警備不備」を「管理不備」に訂正してください。選定事業者が実施する維持管業務の従事者等に対する管理不備による情報漏洩、事故発生等を想定しています。なお、保安警備業務については、選定事業者の業務範囲外とする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
129		セキュリティ リスク 57	23	19						警備業務も選定事業者の業務範囲なのでしょうか。	「警備不備」を「管理不備」に訂正してください。選定事業者が実施する維持管業務の従事者等に対する管理不備による情報漏洩、事故発生等を想定しています。

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	質問	回答
											なお、保安警備業務については、選定事業者の業務範囲外とする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。
130		セキュリティー リスク 57	23	19						No.57 でセキュリティーリスクの「選定事業者の警備不備による情報漏洩、事故発生等」が事業者分担となっていますが、2 ページの「1(1)5 事業の範囲」に警備業務はありません。この場合の「選定事業者の警備」とは何を指しているのでしょうか。また、当該リスクを事業者分担とされている理由をお聞かせください。	「警備不備」を「管理不備」に訂正してください。選定事業者が実施する維持管業務の従事者等に対する管理不備による情報漏洩、事故発生等を想定しています。なお、保安警備業務については、選定事業者の業務範囲外とする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。

**東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業  
実施方針に関する意見**

番号	書類	項目	頁	行	1	(1)	1)	ア	a	意見
1		事業の範囲	2	35	1	1	5	1		「維持管理業務にかかる光熱水費は大学が負担する」とありますが、「環境負荷低減」、「事業費の縮減」、「省エネルギー」に関する事業者提案の実現性を高めるには、ライフサイクルコスト、ライフサイクル CO2 概念を組み込んだ事業スキームとする必要があるかと存じます。このため、ライフサイクルコストの構成要素である光熱水費は事業者負担とし、エネルギー（電力・ガス）の調達を含めたエネルギー全体の管理を事業者の業務とするのが望ましいと考えます。
2		選定事業者の収入	3	4	1	1	6			施設整備等の初期投資にかかる対価は、大学が選定事業者に対し、施設引渡し後速やかに一括で支払うとなっておりますが、一括支払の対象となる初期投資の範囲は、入札説明書等の公表時に明示いただきたくお願いいたします。
3		選定事業者の収入	3	4	1	1	6			施設整備等の初期投資にかかる対価は、大学が選定事業者に対し、施設引渡し後速やかに一括で支払うとなっておりますが、一括支払の条件、時期について、入札説明書等の公表時に明示いただきたくお願いいたします。
4		民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール(予定)	6	31	2	2				概要提案による多段階審査の採用を検討中とのことですが、概要提案が本提案のサマリー版だとすると(本提案並みの検討をした上で要約する)、作成期間が約 1 ヶ月と非常に短く、応募者側の作業が増大することが必至です。また概要提案が事業に関する方針の提示レベルだとすると、応募者を絞り込むのに適切な方法ではないと考えます。従いまして、多段階審査は不採用としていただきたいと思います。
5		審査手順に関する事項	16	3	2	5	2	1	4	総合評価の求め方については、良質な建物を整備するためにも、加點に入札金額の調整値を合計する、いわゆる「足し算方式」を採用して頂きたいと存じます。
6		著作権	16	14	2	8	1			提案書には民間企業のノウハウが凝縮されています。入札参加者がノウハウと認識している事項についての公表は、入札参加者に事前の了解を取ってから、として頂きたいと存じます。
7		税制度リスク 13	21	20						建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(大学への所有権移転前)とありますが、BTO 事業の本事業では、大学への所有権移転前には建物所有に関する税は課税されないものと思料致します。